れいわ ねんとだい よこはまししょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいかいぎろく 令和5年度第1回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
にち 時	令和5 举 6 第 28 首 (永)
かいさいばしょ	横浜市庁舎18階 みなと1・2・3
出席者	內嶋委員、荒木委員、飯山委員、大友委員、大橋委員、「林本」」、「於本」,「於本」」、「於本」,「於本」,「於本」,「於本」,「於本」,「於本」,「於本」,「於本」,
欠席者	赤羽委員、井上委員、加賀谷委員、金井委員、佐藤委員、平田委員、廿口委員、 和田委員
かいさいけいたい 開催形態	公開
護 題	報告事項
	(1) 第4期横浜市障害者プランの取組状況について
	護題
	(1) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて
決定事項	
議事	開 会 (笛辺像長) 定刻になりましたので、ただいまからや和5年度第1回横浜市 障害者施策推進協議会を開催いたします。本旨、司会を務めさせていただきます、 健康福祉局障害施策推進課の笛辺でございます。どうぞよろしくお願いいたしま す。
	健康福祉局長のいさつ (田辺保護) 初めに、健康福祉局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。 (佐藤高良) 健康福祉局長の佐藤でございます。事務局を代表いたしまして一言、御挨拶を申し上げます。本旨は大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、御梦忙の中、このように足を運んでいただき、私どもの障害者施策の推進に伴うこの会議に御出席いただきまして本当にありがとうございます。委員の皆様には、自頃から市政、とりわけ障害者施策につきまして、多大なるお力添えを頂いておりまして、こちらにつきましても改めて感謝申し上げたいと思います。 本日は、第4期横浜市障害者プランの中間見置しにつきまして、事務局から御提示させていただくという流れです。この計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画ということになります。この3年を経過したタイミングで「中間見置しを行った上で、後年の3年間に向かって施策を進めていくということで、この中間見置しは非常に大切なものと思っております。本日はこれまでの振り変りを説明させていただきます。それを踏まえた上で、次をどうしていくのかという点から、ぜひ忌憚のない御意見を頂きまして、この計画の見置しの部分に茂映していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(田辺係長)

続きまして、議事に入る前に、新たに委嘱させていただきました委員の御紹介を したいと思います。横葉公共職業安定所所長の滝沢勉委員でございます。よろ しくお願いいたします。

(滝沢委員) ハローワーク横浜所長の滝沢でございます。よろしくお願いいたします。一言、ハローワークは障害者の皆様の就労支援をやっているのですが、茶日はたまたま障害者の皆様の就職 面接会というのを技能文化会館でやっておりまして、17社の登業の方に参加いただき、障害者の方は130人ほどお見えになって、面接を与ちょうどやっている最中で私はちょっと抜け出してきたのですが、今後ともよろしくお願いいたします。

(笛辺像長) 滝沢委員、ありがとうございました。また、委員の芳でほかにも 所属の篇書などが変更になった芳につきましては本旨お配りした名簿で御確認いた だければと思います。また、事務局も4月の定期人事異動で変更がありますが、 時間の都合もあり、お配りした名簿で御確認いただければと思います。 続きまして、本旨の出席者数の確認をさせていただきます。本旨、委員25人のうち16人の芳 が御出席で、奈良崎委員が遅れて参加すると何っております。横浜市障害者施策 推進協議会条例第5条第2頃に規定されております委員の過半数を満たしている ことを御報告させていただきます。

では、ここからは議事に入りますので、進行を会長にお任せします。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) 皆様、こんにちは、会長の内嶋でございます。挨拶と単し上げましても、先ほど佐藤高 長が至てお話をされてしまいましたので、今首は議事の内容が、皆様お手売の資料でお分かりのとおり大変多くなっておりますので、草蓮議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次第では、議題、報告事項となっておりますが、発ほども前し上げましたとおり、今前の議題はかなりボリュームの大きいものになっております。したがって、報告事項を発に事務局から御説明させていただき、次に議題に入るという手順でまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項

(1) 第4期横浜市障害者プランの取組状況について

(内嶋会長) それでは、報告事項1、第4期横浜市障害者プランの散組状況について、事務局から御説明をお願いします。資料1です。よろしくお願いいたします。

(中村課長) 障害施策推進課長の中村でございます。 お手元の資料1は、多岐に わたる散組の項首が多くございますので、散組について抜粋させていただきました 資料1抜粋版で御説明させていただきたいと思います。資料1抜粋版は、前回の推 進協議会で御報告させていただいております令和3年度の散組から変化のあったものについて、散組の評価が Δ や \times から改善したもの、今回の評価が Δ や \times である散組、また、第4期の障害者プランにおいて新たに加わった事業を抜粋して御紹介させていただきます。

資料 1 抜粋版の装備の評価の説明をご覧いただければと思います。○は、穏定した旨標を達成し、穏定どおり効果が得られたもの、△は、一定程度の効果が得られたもの、×は、穏定した旨標を達成できず、効果も得られなかったものでございます。

ページを1枚おめくりいただくと、テーマや散組内容ごとに表にしておりまして、左側から順番に、事業内容、や和4年度取組予定、や和4年度実績、や和4年度評価という形で進み、その若にや和5年度取組予定、中間期の旨標、一番右に、最終的な目標が記載されています。

それでは、障害福祉人材の確保から御説明いたします。障害福祉人材の確保では、魅力発信の取組として、障害福祉関係の仕事を紹介する動画を公共交通機関や答種イベントで放映しました。また、人材確保セミナーやお仕事フェアなどを実施し、求人や採用に関する支援を実施しました。しかしながら、人材不足の解消には至っていないということもございまして、評価としては△とさせていただきました。令和5年度においても、引き続き市内の大学や黄門学校等と連携して、若者をターゲットとした障害福祉の魅力を発信してまいりたいと思っております。また、人材確保セミナーやお仕事フェア等で、求人・採用に関する支援を行ってまいります。その他、関係団体との検討会を通じて職場の意見を聞きながら、覚なる障害福祉の魅力発信を行い、人材確保につなげてまいりたいと考えております。

1 枚おめくりください。業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の 検討でございます。ICTとは、インターネットなどを使った情報のやり取りの 活用技術のことを指しますが、こちらは、第4期の障害者プランから新たに加わった散組項首でございます。事務の効率化やロボットの活用など、スタッフの資祖を 軽くすることを狙いとした散組で、令和4年度は、関係する機関と意見交換を管 い、どのように実施すれば機器を導入できるかの検討を管ったところでございます。また、ロボットなどの導入に関する県の研修を関係団体に御紹介しました。 今年度につきましても関係団体と意見交換を行い、現状の把握とともに課題整理を行った上で、今後の支援策を検討してまいりたいと思っています。

※に、情報保障の散組でございます。代筆・代読サービスです。こちらも第4期障害者プランから加わった散組の項目です。視覚等に障害のある人が目常生活の節で代筆または代読が必要な時に、支援者によるサービス提供を行ってまいります。令和3年10月から、居宅内での代読・代筆支援について、家事援助における代読・代筆のみのサービス提供を可能とし、令和4年度はサービス運用が適切に行われていることを確認いたしました。今年度につきましても、サービス運用を適切に行うとともに、将来的な代読・代筆サービスの提供方法についても継続的に検討してまいります。

ページをおめくりください。住まいについての散組です。まずは高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築でございます。高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業は、グループホームを利用する障害者が高齢になり、身体が動けなくなって従来のグループホームでの設備では生活が難しくなった場合でも、居住しているグループホームで接近して生活し続けることができるように、バリアフリー等の改修費用を補助する事業です。令和3年度は募集をかけたものの申請がなかったため、×という評価でございましたが、令和4年度は3ホームから申請があったため、△といたしました。今年度は、事業者がこの事業を利用しやすくなるよう、利用の案内を増やすなど、さらに周知を工夫してまいりたいと考えています。

次に、地域支援マネジャーによる障害福祉サービス事業所等への支援です。この 事業は平成28年度から実施しておりますが、第4期障害者プランに新たに位置付けた事業です。地域支援マネジャーは、発達障害者支援センターに配置されており、 発達障害者の支援の困難さを抱える障害者支援施設等に専門的な技術支援を指う コンサルテーションを実施しています。令和4年度は、障害福祉サービス事業所に 対して889件のコンサルテーションを行いました。今年度も引き続きコンサルテーションを実施し、事業所の支援方向上に努めてまいりたいと考えているところです。

次に、医療的ケア児・者等支援者養成です。将来にわたるあんしん施策であるとともに、こちらも第4期障害者プランから加わった散組でございます。令前4年5 消から12月まで医療的ケア児・者等支援者養成研修を実施し、48名の横浜型医療的 ケア児・者等支援者を養成しました。今年度につきましても60名程度の支援者を 養成する予定です。

ページをおめくりください。消費者教育等です。障害のある芳や御家族、 支援者が、商品・サービスの利用技び契約等に関するトラブルについて学ぶことにより、安心した首常生活を送れますよう、意識啓発を図る敬組でございます。 能年度は、事業の継続性や学校側の貧損等も踏まえ、継続できる形での意識啓発の 芳法を持つで検討したところでございますが、具体的な敬組に至らなかったという ことで△の評価とさせていただきました。今年度は引き続き事業の継続性や学校等 の貧損も踏まえ、継続できる形での意識啓発の 方法を持つで検討してまいります。

※に、移動支援に関する散組です。移動情報センター運営等事業の推進でございます。こちらは、特業にわたるあんしん施策の一つでございます。移動情報センターでは、移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりに合った適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・資成を行っているところでございます。評価については△にしておりますが、こちらは、区域ごとの社会資源の状況や関係機関との関係性の違いなどによって、区ごとに散組に差が生じており、相談件数が伸び悩んでいる区があることによるものです。今年度については、移動情報センターの機能の周知をしっかりと進め、隠れたニーズの掘り起こし等により、新たな相談につなげてまいりたいと考えています。

ページをおめくりください。難病態者外出支援サービス事業です。一般の交通機関を利用した外出が難しい重橋子等を利用されている難病態者を対象とした福祉軍局による送迎サービスを行っています。今回、評価を△とさせていただきましたのは、新型コロナウイルス態染症の拡大等の影響で利用される芳の数が少なくなっているためでございます。また、電荷が苦くなったり、ボランティアが高齢化したりという節で、事業実施が難しくなってきているという課題もございます。

で、、重度障害者等への移動支援事業の拡充でございます。こちらは、第4期から新たにプランに位置付けたものです。電車やバスなど公共交通機関での外出が困難な重度障害者に対し、移動支援事業の拡充を図っています。令和3年10月から、重度障害者タクシー利用券の対象者を拡大するとともに、障害者自動車燃料費助成の制度を創設いたしました。これにより、重度障害者の方に対して、公共交通機関、タクシー、自家用車など、様々な交通機関についての支援ができるようになりました。引き続き本事業を推進してまいりたいと考えています。

淡に、まちづくりに関する取組でございます。横浜市公共サインガイドラインの 蓮用推進ですが、公共サインとは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識 や地図、案内板などの総称で、公的な機関が設置するものです。しかし、十分な サイン計画がないまま設置されると、形や表示方法の統一がなくなったり、管理が 行き届かなくなってしまうなどの問題が生じてしまいます。そこで、猪の魅力を高め、市民や菜訪者の方にとって統一した分かりやすい公共サインとなるよう、菜成7年度に横浜市公共サインガイドラインを作成し、蓮角を推進しているところでございます。令和4年度は、公共サインの掲載基準の見置しがなかったため、評価を△としています。令和5年度もガイドラインの蓮角をしっかり推進しまして、より分かりやすいサインの整備を進めてまいります。

ページをおめくりください。炎は、健康・医療に関する散組でございます。難病 選者在宅療養計画繁定・評価事業です。在宅難病選者の芳に対し、保健・医療・ 福祉の答サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討す る事業でございます。こちらは、令和3年度、新型コロナウイルス感染症の影響 を受けて実施できなかったため、評価を△とさせていただいておりましたが、4年 度は、在宅選者が安定した療養生活を送れることを首的として、在宅生活を支える ケアマネジャーの人材育成のために、難病選者在宅療養計画の繁定・評価事例の 機計等を行っていくこともあり、評価としては○にしています。

で、重度障害者等人院時コミュニケーション事業は、将来にわたるあんしん施策です。 入院先の医療機関の医師や看護師との意思疎通が十分に取れない障害児・者を対象に、入院先のコミュニケーション支援のための支援員を派遣しています。こちらは評価を△とさせていただいておりますが、感染症により、外部支援者の受入れが困難となっている医療機関が多く、件数が減少している状況が続いていたことで△とさせていただいきました。 入院先の医療機関の医師・看護師との意思疎通が図れるように、令和5年度についても引き続きコミュニケーション支援員を派遣してまいります。

※に、防災・減災に関する散組でございます。災害時等の盲助方向上に向けたツールの作成及び普及・啓発について、令和4年度からプランに位置付けた散組です。横浜市では、台風や風水害など、これから起こるかもしれない災害に対して、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせ、あらかじめ時系列で整理した、盲分盲身の避難行動計画であるマイ・タイムラインというツールを提供しています。昨年度、障害の有無にかかわらず、市民に幅広く普及啓発ができるよう、このマイ・タイムラインを「障害福祉のあんない」に掲載できるよう調整しました。本年度は引き続き市民の芳に幅広く普及啓発できるよう、このマイ・タイムラインを盲助方向上のツールとして活用してまいります。

次に、災害時における自助・共助の情報共有の推進も令和4年度からの取組でございます。3年度は、横浜市障害者施策推進協議会で情報共有の手法を検討したものの、実施には至らなかったため、△とさせていただきました。令和4年度は、障害者施策検討部会と障害者施策推進協議会において防災・減災に関する本市の取組状況を報告し、委員と意見交換を行ったため、△から○に改善しました。引き続き、障害者施策推進協議会にて情報共有を行ってまいります。

ページをおめくりいただきまして、障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援です。こちらは、新型コロナウイルス態染症の対策として令和2 年度から実施しており、新たにプランに位置付けた項首です。障害福祉サービス事業所に対し、平常時から感染症の流行に備え、衛生物品の備蓄や事業継続計画の策定など、必要な準備について普及啓発を行います。令和3年度は、感染症対策について、巡回訪問や事業継続計画をつくる支援を実施しました。令和4年度は、繁急時におけるサービス等の継続に向けた支援を実施しました。令和4年度は、繁急時におけるサービス等の継続に向けた支援を実施するとともに、抗原検査キットの配付を行いました。こちらは、令和5年度の散組として、新型コロナウイルス感染症の5類化に律い、令和5年5月7首までに整生したものについてかかり増し経費の助成を行いますとの記載がございますが、国の事業ということもあり、一部に疑義が生じていたため確認したところ、本首年簡単に適増するということもあり、一部に疑義が生じていたため確認したところ、本首年簡単に適増するということでした。そのため、5年度の散組予定も同様の変更をしてまいります。

で、ペアレントトレーニング実施者の養成です。こちらについては、酢年度、ペアレントトレーニングを実施するためのファシリテーター養成のための研修を実施し、6か所の事業所の職員に受講してもらいました。その後、答事業所で保護者へのペアレントトレーニングを実施したところですが、評価について△としたのは、受講希望の芳が想定よりも少なかったためです。研修の受講だけでなく、利用者へのペアレントトレーニングの実践に合わせて行う内容が参加しにくいものだったことが原因だと考えており、今年度は令和4年度の散組内容を踏まえ、ペアレントトレーニング実施者養成研修を、より事業者の芳が参加しやすい方法となるよう検討してまいります。

で、教育に関する散組でございます。ICTを活用した教育環境の充実は、 4期のプランから取組として位置付けています。GIGAスクール構想を踏まえ、 オンラインでの学習も実施してまいります。GIGAスクール構想は、能今、新聞などでも掲載されておりますが、1人1苔の端葉と高速大容量のネットワークを活用し、一人ひとりに合わせた教育のICT環境を整えることです。能程度は、答校にICTに関する専門スタッフを配置し、端末環境の整備や授業支援等を行い、教員の貧担軽減を図りました。その上で、特別支援学校において答教科のオンライン学習を進めました。今年度についても引き続きオンラインでの学習等を進めてまいります。

淡に、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は、重度訪問介護を利用する重度 障害者が大学で学ぶための支援を実施するものです。この事業は、や和2年度から 始まった事業で、第4期のプランから位置付けています。や和4年度は4名の芳の 利用がございました。進学を希望する人が制度を利用し、安心して大学に強って学 ぶことができるよう、引き続き円滑な事業違管を行ってまいります。

次に、就労に関する取組でございます。就労施策と福祉施策の連携による重度

障害者等への就勞支援ですが、こちらも第4期の障害者プランから新たに加わった取組です。今のホームヘルプサービスでは対象外となっている重度障害者の芳が働いている時間中の支援を、雇用施策と福祉施策が連携して行う制度です。 能年度は、横浜市重度障害者等就勞支援特別事業を実施するための具体的な検討を進め、令和5年度からの事業実施に向けた制度構築を行ったところです。今年度も引き続き具体的な検討を進め、令和5年度中に、重度障害者等就勞支援特別事業を新規実施します。

※に、事業所の受達スキルの向上も第4期のプランから新たな加わった事業です。能程度はプール清掃等、モデルケースとなる受達事例の見学会を複数回開催し、受達スキルの向上や受達の促進を行いました。今年度も民間企業との連携による販売支援や研修会の開催等を通じて、事業所の受達スキルの向上を図ってまいります。

※に、ふれあいショップ等を活用した障害者就労に関する理解促進では、ふれあいショップ等の運営を通じて障害者就労に関する理解の促進を図ってまいります。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響から、答ショップの運営時間が短縮・依業したことにより、当初想定どおりの対応ができず、評価を△としていましたが、令和4年度は、答店舗の運営状況を把握するとともに、全ての店舗に対してヒアリングを実施し、障害者就労に関する理解促進、ネットワーク形成の手法を検討したことから、評価を○とさせていただきました。令和5年度についても引き続き障害者の就労の啓発に係る情報発信を行ってまいります。

次に、スポーツ・文化芸術に関する散組です。障害者の文化芸術鑑賞の支援では、障害の特性に応じた鑑賞の機会の充実や、門滑な施設運営のための環境整備、活動を支える人材育成などに取り組み、横浜能楽堂においてバリアフリー能を実施しています。障害者プランに位置付けたのは第4期が初めてでございますが、20年以上続いているイベントで、令和4年度は令和5年3月21日にバリアフリー能を実施しました。公演については、動画で字幕・音声ガイドで配信いたしました。本年度については、横浜能楽堂において、バリアフリー能関連を画である「おうちで楽しむ能楽堂」を実施する予定でございます。

※に、文化芸術による地域共生社会実現に向けた敢組の推進も、新たにプランに位置付けた取組です。 令和4年度は、障害者施設とアーティストの連携による障害者の芸術活動の支援、市民ギャラリーあざみ野におけるフェローアートギャラリーの実施及び他施設と連携したヨコハマ・パラトリエンナーレのレガシー継承のための企業や学校向けのプログラムの開発などを持ついました。また、横浜音祭り2022においては、指1本でメロディーを弾くと自動で伴奏が追従する「だれでもピアノ®」を活用し、横浜市役所アトリウムでの演奏会・体験会を実施したほか、肢体不自由特別支援学校への出張体験会も実施しました。令和5年度もフェローアートギャラリーの開催や、レガシー継承のための学校でのワークショップ等の実践に取り組んでまいります。

一次に、最後でございますが、読書バリアフリー法に基づく横葉市計画の策定・推進です。こちらも第4期障害者プランから加わった取組です。令和4年度においては、令和5年2月に社会教育委員会議の提管「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づく取組の方向性について」が取りまとめられました。令和5年度は、社会教育委員会議の提管に基づき、取組を推進してまいります。

かなり雑駁ではございますが、これで第4期障害者プランの取組状況についての御説明とさせていただきます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ただいま事務局から、第4期横浜市障害者プランの取組状況について、詳細な御説明を頂きました。冒頭に私からちょっと意見を申し上げておきたいのですが、ただいまの御説明の中で、令和4年度の評価が○になったりしているところがあります。○となっているところは、その手前の令和4年度実績のところにある意味、実質的に理由として書かれている頃首もあるのですが、△となっているところは、どうして△なのかと。今、百頭では御説明があったのですが、これだけ大部の事項を事前に委員の芳に読んでいただくためには、簡単で結構ですから、どうして△なのかという理由は、やはり一言記載していただけると大変分かりやすいと思いますので、次回以降、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の管様から、ただいまの報告の内容について、御質問や御意見をです。 かんいと思いますので、御発言される芳は挙手等で御意思を示していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。二宮委員、御発言をお願いします。

(二宮委員)横浜市歯科医師会の三宮です。抜粋版の資料3に当たるのですが、2ページのところに「医師による可腔機能管理についての講義」と書いてあります。これは医師でしょうか、それとも歯科医師でしょうか。

(内嶋会長) 二宮委員、資料3はこの後の議題で使う資料なので、そのときでもよろしいですか。

(二宮委員) 議題ですか。分かりました。失礼しました。

(内嶋会長) 今の二宮委員の御質問は一回、撤回ということで、後ほど議題のところで多分、もう一度御意見・御質問があると思いますので、申し訳ございません。

(二宮委員) 分かりました。

(内嶋会長) ほかに先ほどの報告事項に関して御質問……では、永田委員から挙手がありました。

(新笛委員) 新笛です。こんにちは。11ページなのですが、鯨の繁色がもっと分かりやすくなるといいと思います。

(永田委員介助者)事業名は、横浜市公共サインガイドラインの運用推進についての通常見でした。

(内嶋会長) 永田委員、ありがとうございます。何か事務局からコメントありますか。 御意見として 承 っておけばよろしいですか。

(中村課長) 改善に向けて取り組んでまいります。

(内嶋会長) 承知しました。

(永田委員介助者) あともう一つ。

(内嶋会長) もう一つ、永田委員からご発言があるそうです。

(永田委員介助者)次は23ページの、文化芸術による地域共生社会実現に向けた 散組の推進に関する御意見になります。

(永田委員) 障害のある人でも音楽を楽しめるといいと思います。

(内嶋会長) ながたいいら、ありがとうございました。これも御意見ということでよろしいですか。何か事務局からコメントありますか。

(今井課長) 大丈夫です。

(内嶋会長) 御意見として かまっ るということでよろしいですか。ありがとうございます。ほかにただいまの報告事項について何か、それでは須山委員、御発言をお願いします。

(質山委員) 類山です。質問が2つあります。1つは、9ページの移動支援についてなのですが、移動支援というのは結構学、ニーズが非常に夢いということです。そして、ガイドヘルパーがすごく不足していて、移動支援を思うように使えないという、状況なのです。また、もう一つ、区によって違うという市民の意見もあります。その移動支援のガイドヘルパーの不足を補うことが全く入っていないのですが、これは考えられていないのでしょうか。ちょっと気になりました。

もう一つは、12ページです。重度障害者の予院時のコミュニケーション支援で、コミュニケーション支援資を派遣しますと書いてあるのですが、これは、私は聴覚障害者ですが、要約筆記とか手話通訳とか、それ以外にコミュニケーション支援資というのが新たにあるのでしょうか。その辺がどういったものなのか、もうちょっと真体的に教えていただければと思います。以上です。

(内嶋会長) 須山委員、御発言ありがとうございました。今、2つ質問があると つがいましたが、事務局から1個ずつ御解答をお願いします。

(今井課長)ご質問ありがとうございます。障害自立支援課長の今井です。両方とも私ども障害自立支援課の所管になりますので、お答えさせていただきます。

まず1件首の、ガイドヘルパーが定りないが、そちらの散組はというご質問についてです。ガイドヘルパーの研修受講料助成を行っており、ガイドヘルパーになるための研修を受けていただいた芳に対して、研修費の助成を行っております。そういった形で、細々とではありますけれども、ガイドヘルパーを増やすための散組を行っているところでございます。

それから、気に時コミュニケーション支援についてですが、こちらのほうは、聴覚障害の方や視覚障害の芳ではなくて、重度障害で例えば発話が難しい方がいらっしゃると思います。そういう芳がお医者様との意思疎通をスムーズにできるようになるまで、気にされた芳に対して支援を行うための支援資を派遣するという事業になっております。

(内嶋会長) 須山委員、追加で何かご質問ありますか。

(領山委員)ガイドヘルパーを研修みたいに募集してやっているというのは分かりました。それで、区ごとによって移動支援の施策を打っているのか、ちょっと報はあれ?と思ったのですが、横浜市内だったらみんな同じようにするのではないかと思ったので、その泣を教えていただけますか。

(今井譲長) ご質問ありがとうございます。今のご質問についてですが、ガイドへルパーの研修受講料助成につきましては、荃市的に行っております。羌ほどお売しいただきました9ページの移動情報センターについては、各区に1か所設けています。そちらは、なかなか区の規模や行かもありまして、うまく件数が増えているところと件数が伸び悩んでいるところがあるという形で、区による違いが出てきているかと思います。今、18区の移動情報センターの運営委員会等にも私どもの課から出席しまして、できるだけレベル合わせや底上げを図れるように取り組んでいるところですので、もう歩しお時間を預載できればと思います。(須山委員)分かりました。

(内嶋会長) ほかに御質問・御意見のある芳、いらっしゃいますか。よろしいですか。この後、議題がございますが、かなり議事も経過しておりますので、ここで一宣、株憩を挟みたいと思います。10分の株憩ということでございますので、事務局、よろしいでしょうか。

(休憩)

養題

(1) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて

(内嶋会長) 次第の議題のほうです。第4期横浜市障害者プランの背間負責しについて、お手元に恐らく資料2と資料3の抜粋版を御用意いただくことになると思いますが、よろしくお願いいたします。では、事務局から御説明をお願いします。

(中村課長) それでは、資料2をご覧いただければと憩います。「第4期横浜市障害者プランや間見直しについて」という資料でございます。

プラン見直しの趣旨ですが、第4期障害者プランは、令和3年度から8年度までの6年を計画期間としております。このプランは、障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画である「障害者計画」と、円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質を持つ計画です。このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、計画期間が3年と定められているため、第4期障害者プランの中間期での見直しを行うものでございます。

参考1をご覧いただきますと、令和5年度と令和6年度の間に「覚査し」と表記させていただいているところでございます。この令和5年度、令和6年度をまたぐ形で、後半の3か年について、覚査し後の取組を推進していくことになります。

その見直しに当たりまして、次のページをご覧いただければと思いますが、2の障害者プラン見直し部分でございます。障害者プランにつきましては、第1章から第2章、第3章と章立てがされており、一番最後に資料編が付いている構成となっています。第1章、第2章及び資料編については、統計数値や年表などの時点修正になります。第4章については、基本的に見直し部分がございません。

先ほど御説明させていただきました障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の内容で変更が生じるのが、「第3章 第4期障害者プランの基本自標と散組の方向性」でございます。第3章の登体の構成としましては、参考2で表記させていただいておりますが、第3章の分類として、「様々な生活の場面を受えるもの」から、「生活の場面1」「生活の場面2」「生活の場面3」「生活の場面4」ということで、全体として5つの分類に分かれた形で構成されております。そちらの取組内容の部分について、「様々な生活の場面を受えるもの」で申し上げれば、普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、和談支援、それぞれの項首の内容ごとに見置しを実施するということになります。

3の見直しの進め芳でございますが、第4期障害者プランの見直しに当たっては、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会を可心に協議・検討を進めてまいります。加えて、現状の把握やニーズ調査のため、令和4年12月から令和5年2月にかけて行った障害当事者や家族、支援者等へのグループインタビューですとか、令和5年9月から10月にかけて実施予定のパブリックコメント、市民説明会などの意見も参考にして、見直しを進めていく形になります。また、国から宗された基本指針等の内容を踏まえ、必要に応じた内容の見直しも行ってまいります。

グループインタビューについては、参考3としてまとめさせていただきました。 令和4年12月から令和5年2月にかけて12団体の芳にグループインタビューをさせていただき、延べ参加者数は約250名という状況でございました。グループインタビューで出た堂な意見を抜粋したものを炎のページにまとめさせていただいております。時間の関係もございますので、幾つか堂立ったものを抜き笛して御説明させていただければと思います。

「様々な生活の場面を養えるもの」として、「地域の芳に、障害のある芳らしの様子についての啓発は必要と思われる」という啓発に一係る御意見を質いたり、「相談したものの専門用語が多くて分からない」という、相談支援に一係る御意見を質しております。

また、「生活の場面1 住む・暮らす」においては、「一人暮らしをしたい」という住まいに関する御希望でありますとか、普段の生活の中で「ごみの分別が難しい」といった暮らしに関する御意見、また、2つほど飛ばしまして、「移動の際に必要なガイドヘルパー等の資源がまだまだ足りないと感じる」といった御意見、差ほど移動の関係等も含めて御意見を頂戴しましたが、そういった御意見をグループインタビューの中からも頂いているところです。

また、「生活の場面2 安全・安心」については、「病院の進携がうまくいっていないと思います」ということ、また、2つ下でございますが、「交通機関、道路などのインフラが混乱したときにどうするか考えてほしい」ということで、防災・減災に関するお悩みのお声も質いているところでございます。

また、「生活の場面3 育む・学ぶ」については、「小学校の授業に親がずっと介助のために付いている必要があった」ということで、療育に関する御意見もありました。

また、「生活の場面4 働く・楽しむ」でございますが、「職場に障害が後から判明したときに不利益にならないか不安です」といったような就労に関する御不安のお声でありますとか、一番下でございますが、「知的障害のある方は特かにコロナ禍で条暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多いと感じます」ということで、スポーツ・文化芸術に関する御意見も預載しているところです。

こちらについては、 き立ったものを抜粋しておりますので、後ほどご覧いただければと思いますが、 詳細は資料6でございます。

淡のページをご覧ください。見直しのスケジュールでございます。6月28日本日ですが、前期3年の振り返りと後期3年の方向性についての御意見を頂戴したいということで、第1回施策推進協議会の開催となっております。7月下旬から10月にかけて、障害児・障害者の関係の福祉計画に深るサービスの見込み量等の見直しに関する素案の報告ということで、それぞれの会議で御説明・御報告等をしてまいります。10月下旬から12月にかけては、パブリックコメントを行いますので、その報告をしていくということで、11月下旬に検討部会の開催を予定し、12月には施策

推進協議会の開催を予定しているところでございます。その後、パブリックコメント等の状況をまとめた上で、今和6年3月に障害者プランの覚査し原案として、第3回障害者施策推進協議会で御報告いたします。

本旨の前期3年の振り返り・後期3年の方向性の御検討のために、資料3「第4期障害者プランの中間振り返りについて」を御用意させていただいております。こちらについても先ほどの資料1と同様に、評価が変更になったものや、新規の障害者プランの項首を抜粋した形で取りまとめさせていただいております。 党例等については資料1でご説明したものと同じでございまして、 圏についてはあんしん施策でありますとか、 圏については障害福祉計画の数値首標の見込み量ということでの表記でございますので、御説明は割愛させていただきます。

1 枚おめくりいただきますと、表の左側から、事業名、事業概要、これまでの 実績としてや和5年3月までの実績、課題、一番若が新たな3年間の方向性と記載 させていただいています。時間の関係もございますので、この抜き出したものから さらに抜粋させていただいてご説明したいと思います。

2つ曽でございますが、障害福祉施設等で働く看護師の支援でございます。こちらについては、先ほど三宮委員から御質問がありましたので、後ほどお答えいたしますが、障害福祉施設で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討するという事業内容になっております。新たな3年間の方筒性として、引き続き医師等の専門職による巡回相談を継続しながら、アンケートやヒアリング等を通じて看護師が安心して働き続けるために必要とされる支援を把握します。また、合同研修を通じて施設間の運携を強化し、就労定着の人材育成に取り組みます。

でのページでございますが、業務効率化に高けたロボット・AI・ICT等の 算力の検討でございます。新たな3年間については、関係団体や企業等との意見 交換を行い、現状把握や課題整理等を行った上で今後の施策等を検討すると装記 させていただいております。

5ページです。高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業でございます。こちらについては申請数が少なく、制度利用の周知を進めていくことを課題として掲げておりますが、引き続きバリアフリー等の改修にかかる費用を調整し、しっかりと高齢化・重度化のバリアフリーを推進してまいります。

淡のページでございます。医療的ケア児・者等支援者養成でございます。こちらについては、支援者養成研修修修了事業者の医療的ケア児・者の受入状況を 把握、炭び受入れの促進を図っていくことが必要と考えており、引き続き支援者の 養成、医療的ケア児・者の受入体制の強化に取り組んでまいります。

少し飛びますが、8ページでございます。移動情報センター運営等事業の推進です。 発ほど須山委員から御質問を頂戴しましたが、移動情報センターの今後3 管間の方向性としては、相談を希望する市民が漏れなく移動に関連する相談ができ るよう周知して事業を推進すると表記させていただいております。

10ページをご覧ください。横浜市公共サインガイドラインの運用推進です。こちらについては、永笛委員から分かりやすいものをというお話がございましたが、ガイドラインの運用を推進するとともに、公共サインの掲載基準等について必要に応じて見直しを検討し、歩行者に更に分かりやすいサインを整備して誘導していきますと、今後の新たな3年間の方向性を表記させていただきました。

11ページでございます。重度障害者等人院時コミュニケーション支援事業でございます。こちらについても発ほど御質問を頂戴しましたが、今後の新たな3年間も、入院先の医療機関の医師・看護師等と意思疎通が図れるよう、引き続きコミュニケーション支援資を派遣していくということを表記しております。

13ページでございます。障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援でございます。こちらについては、発ほどの国の情報が入ってきた中で、今年度も引き続き継続支援の事業として実施されるものでございます。次年度以降の状況がまだ見えないところもございますが、新たな3年間については答事業担当による啓発や指導等をしていくということで、記載させていただいているところでございます。

15ページをご覧ください。ICTを活用した教育環境の充実でございます。新たな3年間の方向性としては、引き続きICTに関する専門スタッフの支援を進め、オンラインでの学習等を進めてまいりますと表記させていただいております。

※の重度訪問介護利用者の大学修学支援事業でございます。こちらは、これまでの実績のところに、令和2年度から令和5年度まで、3名、3名、4名、4名という利用の実績がございます。課題として、大学等における支援体制の構築を促していくことが必要であると表記しており、新たな3年間も、大学等において重度障害者が修学のために必要な支援体制が構築されるまで、進学を希望する人が本制度を利用し安心して修学できるよう、引き続き円滑に事業運営していきたいと記載させていただいているところでございます。

次のページをご覧ください。ふれあいショップ等を活用した障害者就第に関する理解促進ということで、今後の3年間につきましても、ふれあいショップ等の運管を通じて就第に関する理解の促進を図っていくという、散組を挙げているところでございます。

次のページはスポーツ・文化芸術の関係でございます。障害者の文化芸術鑑賞の支援ということで、発ほどバリアフリー能の話をさせていただきましたが、新たな3年間について、再開館後は横葉能楽堂でのバリアフリー能及び関連企画の実施

を推進しますと書いております。こちらについては、課題のところに表記がございますが、横浜能築堂の大改修工事に向けて移転の準備をしているところで、令和6 な 1 月から令和8 年 6 月にかけて大改修が予定されておりますので、その期間においても文化芸術の鑑賞支援が継続できるよう散組をしてまいります。

最後の20ページは、読書バリアフリー法に基づく横葉市計画の策定、推進でございます。こちらについては、新たな3年間の芳高性として、令和6年度に策定予定の第三次横浜市民読書活動推進計画に社会教育委員会議の提言の内容を盛り込んで散組を推進していくことを表記させていただいているところでございます。

今後の新たな3年間についての御説明は以上でございます。

続いて、資料4は参考としてお付けしておりますが、これは、発ほどお話ささせていただきました 章 立ての中の第2章で、手帳の交付状況の数値を更新等しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。また、障害者プランの見置しの中で、発ほど少し触れましたが、国の指針の概要についても取りまとめたものを資料5としてご用意しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。また、資料6については、先ほどのグループインタビュー等で頂いた御意見を取りまとめたものです。ちょっと厚めでございますが御用意させていただきました。御説明は以上です。

(内嶋会長) 事務局、御説明ありがとうございました。ただいま御説明がありました第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて、特に資料3の抜粋版で新たな3年間の方向性というものが、非常に簡略ではありますがお示しされております。それでは、委員の皆様から、この議題について御質問・御意見をでいたいと思います。先ほど三宮委員から既に御質問いただいていますが、それは後で事務局にお答えいただくとして、さらに御質問・御意見のある委員の方、御発言があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。では、三宮委員、どうぞ。

(三宮委員) 横浜市歯科医師会の三宮です。羌ほどの質問の繰り返しになりますが、抜粋版資料3の2ページのところに、看護師尚けに医師による口腔機能管理の講義と書いてあるのですが、そこについて医師が行っているのか、歯科医師が行っているのかという点と、もし医師であれば、口腔機能管理はお医者様よりも歯科医師のほうが詳しいと思うので、ぜひ歯科医師が参加できるような散組をお願いできたらと思います。

あと、資料2の3ページのところに、医療について、相談できる整質がどこか分からない(生活の場面2)と書いてありまして、これは医科も歯科も間じでやはりなかなか分からないというのが現状です。令和3年ぐらいに健康福祉局さんが障害児当人と御家族の芳に対して行った調査があるのですが、それによると、横浜市は、歯科に関しては障害者の芳に協力医療機関制度というのを設けているのですが、令和3年の時点で協力医療機関制度について知っているかという問いに、およそ7割とか8割ぐらいが知らないと答えています。これは私たち歯科医師

の責任でもあるのですが、市のほうも何らかの啓発活動をしていただけたらと思います。

あともう一流、資料4に関して、横浜市の人口は377万人をピークに減少に高かっていますが、資料で障害者手帳の保持者数はずっと伸び続けていて、5年で1割以上増加しています。この増加に対して、一部の施設等ではやはりなかなか追いついていないというのが現状としてあります。焼資音センター等に関しては、前回ですかこの協議会で、焼資音機期間を短くする等の散紅を行っていると報告がありましたが、今後も恐らく増加し続けるのに対して、絶えず不足、不足、不足という施設等があるので、そういった施設に関しては、できれば絶えず不足ではなくて、ある程度一定の期間で改善できたらと思います。以上です。

(内嶋会長) 三宮委員、御発言ありがとうございました。今、何点か御質問がありましたが、事務局から回答できるものについては御発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(営川課長) 障害施設サービス課長の営川です。御質問ありがとうございます。発ほども質問がありました資料3、2ページ首の口腔機能管理のところにつきましては、表記が大変分かりづらくて申し訳ございません。こちらは歯科医師の先生にお願いして行っております。昨年度のテーマが口腔機能管理ということで歯科医師の芳にお願いしておりますので、また引き続きそういう場があればお願いしていきたいと思っております。

(中村課長) 障害施策推進課の中村でございます。歯科の蒸音を7割の芳が知らないというお話もございましたが、こちらについても引き続きしっかりと、障害のある芳にこういった御意見を資いていることもございますので、蒸音がどこなのか、どのようにしたら分かっていただけるのか、皆さんの御意見も質難しながら機計を進めてまいりたいと思います。

また、手帳の所持者自体の増加という節で、障害福祉サービスの状況に対する 見込みといいますか、必要なサービス量が足りない状況が継続しているという 御意見を頂いていますので、その増加に対してどういったサービスが必要なのか、どういったサービスを横浜市として整備、準備していくのか、そういったところも 障害者プランの節にサービスの提供の見込み量というものを定めてまいりますので、その増加に対応したものをしっかりと計画の節に盛り込んでいきたいと思っているところでございます。御意見ありがとうございます。

(内嶋会長) 追加でありますか。どうぞ。

(佐藤部長) 地域福祉保健部の佐藤と前します。歯科医師です。歯科のことなので、私も少し補足させていただきたいと思います。御意見ありがとうございます。 協力医療機関は確かに障害の皆様芳にはあまり知られていなかったかなということもあります。今後、医療局を中心に調査を行い再度実態を把握してまいります。また、歯科医師会にも以前からお願いしておりますが、協力医療機関が何か 所あるというのは分かるのですが、実際にその協力医療機関がどのような芳を見ていただけるのか、どのような情報が出せるのか等、歯科医師会の先生芳とご相談しながら、進めていければと考えております。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) 御説明ありがとうございました。 二宮委員、今の回答でよろしいですか。何か追加で御質問ありますか。よろしいですか。

(二宮委員)大丈夫です。ありがとうございました。

(内嶋会長) ほかの委員の方、御発言は。それでは大橋委員、よろしくお願いします。

(大橋委員) 張視協の大橋です。1点は要望です。横浜市の置渡障害者等就労支援特別事業は、今、検討中ということだったのですが、なるべく草く染めて御連絡いただきたいと思っております。 私どものあはき自営業者にとっては、どういうサービスになるかというのは草く知りたいところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、計画のところでちょっと質問なのですが、能学 5 月に法律ができました。 私たちは情コミ法なんて言っていますが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という長い名前の法律が出て、手話通訳ですとか、もちろん点字ですとか、そういう情報コミュニケーションを法的に保障しなければならないような方向に行っています。 読書バリアフリー法に関しては教育委員会が協議会を開いて提言をまとめましたが、この情コミ法に関しての其体的な数値管標はどうなっているのでしょうか。 結局、数値管標に出さないということは、あまり其体的にサービスをしないということなのかどうか、この逆について御説明いただきたいと思います。 以上です。

(内嶋会長)事務局から何か御解答ありますか。

(今井課長) 障害自立支援課の今井です。ご襲望を頂きました。ありがとうございます。前回の障害者施策推進協議会で重度障害者等就労支援特別事業について概略をご説明させていただき、また詳しい説明については追ってというようなお話をさせていただきました。今、実際に事業の構築に向けた準備をしているところでございますので、整いましたらまた設めてご説明をさせていただければと思います。なるべく草くにというご要望はが素がりました。よろしくお願いいたします。以上です。

(中村課長) 障害施策推進課の中村でございます。情報コミュニケーションの法律の関係について、私の方で御対応させていただきたいと思います。こちらについては、大橋委員に御説明いただきましたように、法律が施行されている中で、こういったものをどういう形で見直しの中に盛り込んでいくか、今後、パブリックコメント等もございますので、市民からの御意見等も踏まえた中で盛り込んでいきたいということでございまして、現時点においては表記されておりませんが、認識を持って対応していきたいと思っております。

(天橋委員) 関連して質問していいですか。この計画の数値皆標に書かない限り、 其体的には行政としては動かないのではないですか。ということは、現時点ではや る計画がないというふうに解釈できるのではないですか。その辺ははっきりしてい ただきたいと思います。

(中科課長)繰り返しになってしまう部分もあるかもしれませんが、第4期障害者プランの前半の部分について「後半でこういうことを取り組んでいく」ということで、今現在、実施されたものの振り返りということでここに表記させていただいておりますので、新たなものについては、パブリックコメントやグループインタビューの御意見など、そういったものを踏まえ、施策検討部会の中で御意見を預載しながら形をつくっていきたいというところでございますので、現状では載っていないということでございます。

(内嶋会長) 学の世俗ですが、つまり、第4期横浜市障害者プランの管には入らないということでしょうか。先ほどの情コミ法に関する事業は入らない。それとも、これから入れるかもしれない。ちょっと趣旨をはっきりさせていただきたいと思います。

(神村課長) 失礼いたしました。 御説明が十分でなくて静し訳ございません。 覚査しの進め芳ということで資料2でも少し触れさせていただいておりまして、そこが十分な書き込みになっていないので誤解を生じているところはあると思います。 パブリックコメントとか市民説明会での意見も参考にしながら、グループインタビューも答め、国の指針も踏まえて実施していくことにしておりますので、第4期の 見査しの中で御意見等を踏まえて対応していくということでございます。 新たな 資質について、4期の見直しの中で取り組んでいくということです。そこの中に入れていくということです。

(大橋委員) 入れてもらえるのですね。

(中村譲長) 本日御意見を頂戴していますので、そこの部分を踏まえて取り組んでいくということになります。

(大橋委員) 取り組んでいくんですね。しつこいようですが、ここは重要なポイントなので。せっかく法律ができても、結局、生かされないのでは話にならないですから。ぜひとも、こういう情コミ法とかできて、手話とか点字とか国のほうでも 籏振ってくれている段階ですので、横浜市としてもぜひそこは対応していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(管料課長) そのことは「学分園」しておりますし、そのように取り組んでまいります。どういうで書き込んでいくかというのも、御意見を頂っ戴する中で決定していきたいということでございます。一学から、事業内容として、このように入れると決まっているわけではない状況です。言われている御趣旨を「学分に踏まえた中で対応してまいります。

(内嶋会長) 十分ではないかもしれませんが、一応答弁は引き出しましたので。

情報アクセス権は、障害のある方にとって、非常に今まで権利侵害が甚だしいる分野だったんですね。

(大橋委員) 弱かった部分ですからね。

(内嶋会長)はい。権利侵害が甚だしいです。なので、それを克服するために法ができておりますので、ぜひ前尚きに御検討いただければというのは会長からも単し上げておきます。まだ時間がありますので、それでは奈良崎委員からいきましょうか。奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) 奈良崎です。あくまで意見ですので、言えるか言えないかはいいのですが、微妙にちょっと気になったことがあって。「娑筌・娑心」という「生活場面2」のところで、できたら、施設で今、すごく着待が、今回またありましたよね。そういう意味では、施設の着待というか、本当に首分たち知的障害の着待が今すごく増えているので、逆にそこに何か入れてもらえるとうれしいなと。着待されたときとか、安全・安心という暮らしの場で、施設とかグループホームで、例えば自分たちが暮らすときに、こういうときに着待されたら、こういう人が本当に安全・安心という言葉なのかなと、そこに入れてほしいなというのがお願いです。以上です。

(内嶋会長) 今のは御意見ということですが、荷か事務局からコメントありますか。よろしいですか。特に施設における障害者の養養防止の対応をきちんと拡充していただきたい、多分こういう御趣旨だと思いますが、よろしいですか。

(中村課長) 障害施策推進課中村でございます。奈良崎委員の御意見を踏まえ、 現在も権利擁護の関係等の記載がございますけれども、どのような形で記載ができるか検討してまいりたいと思います。

(内嶋会長) ありがとうございます。それでは須山委員、続いて御発言をお願いします。

(須山委員) 須山です。 発ほどの 天橋委員のアクセシビリティの御意見なのですが、一応私はこのパブリックコメントで、はがきで障害施策推進課に出したのですが、全然そういうのが流れてこないのです。 聴覚障害者の登場から言わせていただくと、災害のときに聴覚障害者は、防災拠点に普声だけで情報を流されても分からなくて支援が遅れてしまうこともあるので、ぜひアクセシビリティの法律もできたのでできれば情報保障を。これは視覚障害の人にとってももちろん必要ですし、知的障害の芳にも必要ですので、やはり災害時の避難所みたいな集まるところにはきちんとした情報保障の制度をつくってほしいと思います。 例えばボランティアでもいいからノートテイクをしてくれるとか、 音話でちょっと教えてくださったり、そういう取組をお願いしたいと思います。それと今、普声認識の機器も発達していますので、そういったところに管すを文字で教えてくれる機器ですね、そういうのをもうちょっと置いていただけるといいかなと私は言っているのですが、市のほうに届いていないみたいなので、付け

マカ 加えて情報として言わせていただきます。

それとあと、それぞれの団体でアクセシビリティに関する意見とか要望があると 思いますので、横浜市の芳はそういった団体にどういうことが必要なのかとか、そ ういうことをどんどん聞きに行っていただいて、市民のパブリックコメントだけで なく、そういうのもやってほしいかなと思いました。以上です。

(内嶋会長) 今の須苗委員の御発言は、情報アクセス権の保障について、登般的にということではあるでしょうけれども、特に災害時の情報アクセス権の保障というのを具体的にいろいろと提言しているんだけれども、なかなかこちらにフィードバックがないぞと、どうしたものかということが1つと、それから、関係団体に積極的に市がヒアリング等をして意見を聞いたらどうだと、この2点、御意見、兼御質問という懲じでよろしいですか。事務局、何か御解答ありますか。

(注塚課長) 福祉保健課福祉保健センター担当課長の注塚と申します。 私は、災害時要接護者支援の関係を担当しております。 先ほど須山委員からお話がありました防災拠点の情報アクセシビリティに関しては、一節、コミュニケーションボードなど、そういったものは準備できているのですが、その他の障害種別の芳に対して行業が分なこともありますので、御意見として「強力り、総務局の危機管理課とも共省したいと思います。以上です。

(内嶋会長)関係団体へのヒアリングを積極的に行ってはどうかという御意見に対して、事務局から何かコメントありますか。

(中村課長) 障害施策推進課の中村でございます。市民意見の募集、市民説明会、 関係団体への説明等の機会を9月中旬から10月中旬に設けることを想定しておりますので、そういった中でもしっかりと団体の芳の御意見を聞きながら対応してまいりたいと思います。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございました。須山委員、行か追加で御意見・御覧間ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。ほかに。それでは、渋谷委員、御発言をお願いします。

(渋谷委員) 渋谷です。基本的には学校教育の●●問題だと思うのですが、今の、特に労い頃から身体障害の人、あるいは発達障害の人は、子供の頃から昼間は特別支援学校や特別支援級に強って放課後デイに行く。卒業すれば●●作業所に強ってグループホーム●●も地域にいっぱいいるんだけれども、実は分かっていないんですかね。その方向性を●●進めても、そのときに、本当に共生社会にならないかなという疑問をずっと持っているのですが、どこかで方向性を基本的に変えていく必要があるのではないかという気がしています。取りあえず以上です。

(内崎会長) 僭越ながら渡谷委員、私のほうでもう一度御質問を開現したいと思います。障害のある芳は、今は幼い資からそれなりの対応されている学校に通われたり、放課後は放課後デイに行かれて、地域で生活しているといえば生活しているのだけれども、それはある意味、障害者という枠の中に入れられてしまっている

のではないかと。現状の制度を進めていけばいくほど、地域共生というものが形骸化していくのではないかという御趣旨の御質問と。承ってよろしいですか。

(渋谷委員) これを進めていっても、本当に共生社会と言えるものができるのだろうかと思うのです。そういったことです。

(内嶋会長) 事務局、御理解いただけましたか。何かコメントがあれば何いたいのですが、いかがでしょうか。

(金井課長) 教育委員会特別支援教育課の金井と申します。御質問ありがとうございます。今、渋谷委員からお話がありました共生社会は今の状態のままでいいのかということについてですが、国道の勧告でもインクルーシブ教育を今後どのようにしていくのかというお話を質いているかと思います。国の動尚を見ながらではありますが、横浜としてどういう教育をしていくのかということについては今後、十分議論した上で検討を進めていく必要があると考えておりますので、質いた御意見も参考にしながら検討の方向を考えていきたいと思います。以上です。

(渋谷委員) 分かりました。意見として、基本的な問題だと思うので、一回ちゃんと考えてほしいと思います。以上です。

(内嶋会長) 基本的な重要な問題だということで、よく検討してほしいという御趣旨です。私も、制度というのはポリシーあっての制度だといつも思っております。いつの間にかポリシーが方法論になったりすることがあるのですが、常に何のために今の制度があるのかということを思い返しながら制度を良くしていく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願いします。ほかの委員の芳。それでは永苗委員から芳芳委員に行きましょう。永田委員、お願いします。

(永田委員介助者) 永田委員から2つ意見がございまして、最初は資料2の3ページ、「生活の場面1 住む・暮らす」についてです。

(素質ない) 新花です。ごみの分別は分かりやすいパンフレットにしてほしい。パンフレットをつくるといいと思います。

(永田委員介助者) 2つ目は、資料3抜粋版の5ページです。

(永田委員) 補助をもっと使いやすくするといいと思います。

(内嶋会長) ありがとうございました。2つ御意見を頂きましたが、事務局から 行かコメントありますか。

(営川譲長) 障害施設サービス課の営川です。ありがとうございます。分かりやすいパンフレットは、これに限らずいろいろなところでそのように努めていきたいと思いますので、いろいろと工夫させてください。

あともう一つ、資料3の高齢化・重度化の改修事業ですが、確かにもう少し分かりやすく周茹を工夫して取り組んでいきたいと思いますので、また御意見がありましたらよろしくお願いしたいと思います。以上です。

(内嶋会長) 永田委員、今の回答でよろしいですね。ありがとうございます。ごみの分別が難しいというのは、実は障害のある方に限らず。成年後見の仕事をやっ

ておりますと、高齢の芳、特に認知症の芳というのは、ごみの芬別から難しくなっていくんですね。なので、環境保護も分かるのですが、芬別で生活が非常にやりづらくなるというのは何かおかしな話でもありますので、ぜひ広く御検討いただければと思います。それでは天友委員、御発言をお願いします。

(大友委員) 市精進の大友です。簡単に質問を2つさせていただきます。1つは、今年の2月に滝山病院で、精神病院の看護師が選者さんを愛って警察につかまったり、NHKでもかなり取り上げていたり、あるいは関係団体も滝山病院でシンポジウムを開いたりして、一度とこういうことを起こさないようにしようといろいる取り組んでいますが、横浜市内からも中区、神奈川区、保土方谷区、磯子区など計17名が入院しているのですが、滝山病院に対する横浜市の認識と、今現在どういう取組をしているか教えていただきたいということです。

2つ首は、酢菜、国蓮の日本政府に対する勧告とか、あるいは12覧くらいですか、蒼袴防止法とか精神保健福祉法等の策ね法案の改正があったということ、あるいはまた、その前後に首弁蓮で医療保護入院の廃止に高けた報告書なんかも笛しているのですが、障害者プランの見直し策定に当たって、ぜひ国蓮とか法改正とか、そういうことを踏まえたものにしていただきたいということです。

(内崎会長) 質問2点ありますので、それぞれ荷か御見解があればお願いします。 (中村課長) 精神保健福祉譲の中村と申します。まず、滝山病院の関係ですが、 私もテレビ等も見させていただきましたけれども、あの内容というのはやはり許されるものではないと思います。その上で、今、横浜市として対応している内容としては、国からも生活保護受給者に関しまして、訪問等をして意向等を確認して対応するようにという通知も出ておりますので、それに沿った形で動いているところでございます。生活保護受給者以外につきましては、今、東京都で調査しているところでもございますので、そちらの情報を得ながら対応を調整しているところでございます。

それから2つ目、国運の勧告ですとか、精神保健福祉法等の改正に基づきどうするかというところでございますが、これは3月のときにも大大変員から同様の趣旨の御発言を頂いていたかと思います。法の趣旨ですとか関連する計画もございますので、そちらと整合性を取りながら、この障害者プランのほうにも整備していきたいと考えているところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。大友委員、何か追加で御発言ありますか。 (大友委員) 大丈夫です。

(内嶋会長) よろしいですか。ありがとうございます。ほかの委員の芳、御発言いかがですか。実はもう予定の時刻を過ぎておりますので、もし特に御発言がなければ、この議題についてはこれにて終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 資重な御質問・御意見、たくさん質難しましてありがとうございました。恐らく事務局ももう一度見直しについて真剣に取り組んでいただけると思いま

すので、よろしくお願いいたします。

その他

(内嶋会長) その他何かございますか。よろしいですか。それでは、全ての議事が終わりましたので、マイクを事務局にお返しします。

(電辺保養) 皆様、ありがとうございます。皆さんからたくさんの御意見を預きまして誠にありがとうございます。今回は具体的に障害者プランの見道しをしていく第1回首の内容となっておりますので、今首預いた意見を踏まえ、今後の会議、見道しの策定につなげていきたいと思っております。

最後に次回の御案内をさせていただきます。次回のこの推進協議会につきましては、まだ日程は確定していないのですが、12月6日の水曜日または12月12日の火曜日を予定しております。この次の会合としましては、委員を兼ねている芳もいらっしゃいますが、障害者施策検討部会が7月24日月曜日の予定となっております。出次や日程調整につきましては、改めて委員の皆様にお願させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、時間も過ぎておりますので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

資料

1 資料

とっきじこう特記事項

・資料1:第4期横浜市障害者プランの取組状況について 第4期横浜市障害者プランの取組状況について (接种版)

・資料2:第4期構浜市障害者プラン中間見直しについて

・資料3:第4期横浜市障害者プランの中間振り返りについて

第4期横浜市障害者プランの中間振り返りについて(抜粋版)

・資料4: 障害手帳等統計の推移

・資料5:「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正の概要について

・資料6:【参考】障害者プラン中間振り返りに向けた障害者関係団体等へのグループインタビューでいただいた主な御意見

2 特記事項

_